

(案)

山梨県個人情報保護条例の改正について

(答申)

平成27年8月

山梨県個人情報保護審議会

は　じ　め　に

平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が公布された。番号利用法に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。

一方で、番号制度の導入に伴い、行政機関等による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。

山梨県における個人情報の適正な取扱いという観点からは、既に一般法である山梨県個人情報保護条例において各種保護措置が定められている。

しかし、番号利用法においては、一般法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めるとともに、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムの使用を始めシステム上の安全管理措置を講ずることとしている。さらに、番号利用法第31条は、地方公共団体についても、この趣旨に則り必要な措置を講じなければならないとしている。

このような背景から、当審議会は、平成27年8月5日に知事から山梨県個人情報保護条例の改正について諮詢を受けた。当審議会は、山梨県の個人情報保護制度の一層の充実を図るため、番号利用法による行政機関個人情報保護法の読み替え規定の趣旨を斟酌するとともに、山梨県がこれまで取り組んできた個人情報保護措置を活かし、山梨県に適合した条例としていくため、審議、検討をし、ここに答申を提出するに至った。

県においては、この答申をもとに速やかに条例改正に取り組まれ、本県の個人情報保護制度のさらなる充実が図られることを期待するものである。

平成27年8月〇〇日

山梨県個人情報保護審議会
会長　吉澤宏治

目 次

1 定義	1
2 取得の制限	1
3 利用及び提供の制限	2
4 オンライン結合による提供の制限	3
5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求	3
6 開示請求、訂正請求、利用停止請求における代理人	4
7 開示時、訂正時の移送	5
8 他の法令による開示の実施との調整	6
9 訂正の通知先	6
10 利用停止請求の条件	7

〈参考〉

山梨県個人情報保護審議会の開催経過

山梨県個人情報保護審議会委員名簿

1 定義(第2条)

「特定個人情報」、「情報提供等記録」、「保有特定個人情報」及び「特定個人情報ファイル」について、条例において定義を設けることが必要である。

(説明)

番号利用法で求められる保護措置を条例において整備することとなることから、番号利用法との間で齟齬が生じないよう、条例において、「特定個人情報」、「情報提供等記録」、「保有特定個人情報」及び「特定個人情報ファイル」について定義を設けることが必要である。

2 取得の制限(第5条)

特定個人情報にかかるセンシティブ情報(※)の取得及び本人以外からの取得について、条例上明確な制限規定を設けることが必要である。

(説明)

現行条例第5条において、一般の個人情報にかかるセンシティブ情報の取得及び本人以外からの取得については、「法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくとき」、「犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を遂行するとき」又は「山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、利用目的を達成するため必要があると実施機関が認めたとき」を除き、取得してはならないこととされている。

特定個人情報は、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講ずる必要があることから、条例において、センシティブ情報の取得及び本人以外からの取得について、「法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくとき」に限定する必要がある。

なお、国の行政機関に適用となる行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)においては、取得の制限規定自体を設けていない。これは、行政機関が法令を遵守して適法かつ適正に個人情報の取得に当たる必要があることは、日本国憲法の下で当然の要請であり、また、行政機関の職員についても、国家公務員法の法令遵守義務等により規律がされており、改めて保護法で規定を置いていないのは、このように既に法規範として存在しているためとされている。そのため、番号利用法による行政機関個人情報保護法の読み替え規定はないが、条例においては、取得の制限規定が設けられていることから明確に規定する必要がある。

(※) 人種、民族、思想、信条、宗教、社会的差別の原因となる社会的身分、犯罪に関する経歴

3 利用及び提供の制限(第 10 条)

特定個人情報の目的外利用及び提供については、番号利用法に定めるものに限定することが必要である。

(説明)

現行条例第 10 条において、一般の個人情報にかかる利用及び提供については、「法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づく場合」以外にも、次の場合には利用及び提供が可能とされている。

- (1)本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2)実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (3)他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (4)専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
- (5)本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- (6)犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を遂行する場合において、保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- (7)前各号に掲げる場合のほか、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由のあるとき。

一方、特定個人情報は、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講ずる必要があることから、番号利用法による行政機関個人情報保護法の読み替え規定において、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用については、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限定し、情報提供等記録については、目的外利用を一切認めないこととしている。また、提供の制限については、番号利用法第 19 条の規定が直接適用されるよう読み替えを行っている。

特定個人情報は、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講ずる必要があることから、条例においても、特定個人情報の利用の制限について、番号利用法による行政機関個人情報保護法と同様の取り扱いとなるよう改正する必要がある。

4 オンライン結合による提供の制限(第 11 条)

オンライン結合（※）による保有特定個人情報の提供制限について、「法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくとき」を適用除外とすることが必要である。

(説明)

現行条例第 11 条において、一般の保有個人情報のオンライン結合による提供について、「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」を除き、提供してはならないこととされている。

ここで、一般の保有個人情報のオンライン結合の事例としては、県ホームページにおける個人情報の提供等が想定されていたが、特定個人情報は、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供が行われることから、これについても、オンライン結合による提供に該当すると考えられる。

今後、情報提供ネットワークを使用した保有特定個人情報の情報提供は、業務上、頻繁に行われることが想定されることから、条例において、保有特定個人情報のオンライン結合による提供制限について、「法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくとき」を適用除外とすることを明確にしておく必要がある。

なお、行政機関個人情報保護法においては、オンライン結合による提供の制限規定自体を設けていないため、番号利用法による行政機関個人情報保護法の読み替え規定もないが、条例においては、オンライン結合による提供の制限規定が設けられていることから明確に規定する必要がある。

（※）実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続し、実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が隨時入手し得る状態にする方法

5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求(第 12 条)

保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については措置要求しうることとし、情報提供等記録については措置要求の適用除外とすることが必要である。

(説明)

現行条例第 12 条において、保有個人情報を当該実施機関以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとするとされている。

ここで、行政機関個人情報保護法においては、個人情報の目的外利用のた

めに提供を受ける者に対する措置要求ができる場合について、従来、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」が含まれておらず、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に関する番号利用法による行政機関個人情報保護法の読み替え規定後の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」についても、同様に措置要求できる場合に含まれていない。

一方、条例においては、従来、措置要求できる場合を限定していない。また、特定個人情報は、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講ずる必要があることから、条例において、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、番号利用法に基づく目的外利用（人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき）の場合には、措置要求ができる余地を残しておくことが必要である。

なお、情報提供等記録については、本人以外に提供することが想定されないため、措置要求の適用除外とすることが必要である。

6 開示請求、訂正請求及び利用停止請求における代理人(第14条、第15条、第16条、第29条、第30条、第37条、第38条)

特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に関する開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに情報提供等記録に関する開示請求及び訂正請求について、法定代理人に加え任意代理人による請求も可能とすることが必要である。

(説明)

現行条例第14条、第15条、第16条、第29条、第30条、第37条及び第38条において、開示請求、訂正請求及び利用停止請求ができる者として、本人以外には、法定代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人）に限定している（任意代理人については、任意代理を装った不正な請求を抑止するため）。

ここで、特定個人情報は、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講ずる必要があることから、なりすましの被害を防止するために、一般の個人情報と同様、任意代理を認めないことも考えられるが、一方で、特定個人情報は大量に授受され、情報連携が不正に行われることへの懸念も大きいことから、本人がこれらの権利行使し、特定個人情報の取扱いの適正を確保する意義は、一般的な個人情報に比して大きいと考えられる。

そこで、番号制度においては、「情報提供等記録開示システム（以下「マイナポータル（※）」という。）」を開設し、情報提供等記録や自己の特定個人情報の開示請求等を容易に行えるように配慮しているが、インターネットに接続できない者は、マイナポータルによる恩恵を享受できることとなる。

また、社会保障及び税の分野においては、社会保険労務士や税理士に申請・届出等の行政手続を委任することが多く、開示請求等についてもこれらの専門

職の代理人に委任することにより、一連の手続を一括して委任することが可能となり、本人の便宜に資することとなるとともに、特定個人情報は、社会保障、税及び災害対策の分野で用いられるため、情報が不正確な場合、本人に多大な不利益を及ぼすおそれが大きく、本人が正確性を確認する必要性が高い。

このため、任意代理の真否について厳格な確認が行われる状況の下で、番号利用法による行政機関個人情報保護法と同様、各請求において任意代理人を認める取り扱いとなるよう改正する必要がある。

なお、後述「10 利用停止請求の条件」のとおり、情報提供等記録に関しては、停止請求自体を認めないこととするため、任意代理人による利用停止請求は当然に適用されない。

(※) 行政機関が自己の特定個人情報をいつ、どことやりとりしたのかを確認できる他、行政機関が保有する自己に関する情報や行政機関からの自己に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるシステム

7 開示請求時及び訂正請求時の移送(第 23 条、第 35 条)

開示請求時及び訂正請求時の移送に関し、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については可能とし、情報提供等記録については移送の適用除外とする必要である。

(説明)

現行条例第 23 条及び第 35 条は、保有個人情報の開示請求及び訂正請求に当たり当該保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき又はその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる旨規定している。

当該手続については、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に関しても一般の保有個人情報と何ら異なるところはないため、同様に対応する必要がある。

一方、情報提供等記録については、どの機関からどの機関へ何の事務のためにどのような情報が授受されたかが記録されるものであり、請求を受けた機関が自らの保有する情報を開示すれば足りることから、そもそも移送が想定されない。このことから、情報提供等記録については、開示時及び訂正時の移送については適用除外とする必要である。

8 他の法令による開示の実施との調整(第 28 条)

特定個人情報の開示の実施については、他の法令による開示の実施との調整規定を適用除外とすることが必要である。

(説明)

現行条例第 28 条は、一般の個人情報の開示の実施に関し、他の法令の規定により条例第 25 条に定める開示の実施と同一の効果が得られるのであれば、条例に基づく開示を重ねて認める必要がない（実益がない）という考え方から、条例に基づく開示請求を認めないこととしている。

特定個人情報については、番号利用法による行政機関個人情報保護法の読み替え規定の趣旨と同様、条例においても他の法令による開示の実施との調整規定を適用除外とする必要がある。

9 訂正の通知先(第 36 条)

保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正の実施をした場合は、必要に応じて提供先に通知することとし、情報提供提供等記録の訂正の実施をした場合は総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知することとすることが必要である。

(説明)

現行条例第 36 条は、保有個人情報の訂正を実施した場合及び必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することとされている。

当該手続については、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に関しても一般の保有個人情報と何ら異なるところはないため、同様に対応する必要がある。

一方、情報提供等記録の訂正の場合には、当該記録の提供先はないものの、当該記録と同一の情報提供等記録を有する情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステムの情報提供等記録を保有する総務大臣に通知する必要があるため、条例においてもこの旨を明確に規定しておく必要がある。

10 利用停止請求の条件(第37条)

利用停止請求の条件に関し、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については番号利用法に規定する条件を追加し、情報提供等記録については利用停止請求自体を認めないとすることとする必要である。

(説明)

現行条例第37条において、一般の保有個人情報にかかる利用停止請求ができる条件として、次のとおり規定されている。

利用停止及び消去

- ・条例第4条2項に規定する「保有制限」違反
- ・条例第5号各号に規定する「取得制限」違反
- ・条例第10条第1項及び第2項に規定する「利用制限」違反

提供の停止

- ・条例第10条第1項及び第2項又は条例第11条第1項に規定する「提供制限違反」

特定個人情報は、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講ずる必要があることから、条例において、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止請求の条件について、既定の条件に加え、番号利用法が定める次のものを規定する必要がある。

利用停止及び消去

- ・番号利用法第9条に規定する「利用制限」違反
- ・番号利用法第20条に規定する「収集及び保管制限」違反
- ・番号利用法第28条に規定する「特定個人情報ファイル作成制限」違反

提供の停止

- ・番号利用法第19条に規定する「提供制限違反」

一方、情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムに自動的に保存されるものであり、適法でない取得がされたり目的外利用・提供禁止原則に違反して利用・提供されたりすることは想定しがたい。また、万一、不正な取扱いが生じたとしても、不正な情報連携を抑止し、適法な情報連携を情報提供ネットワークシステムにおいて安定的に実現するためには、情報提供等記録を恒常的に確認可能な状態にしておき、不正な情報連携の有無、システムに支障を与える提供の有無を継続的にチェックする必要性が高いことから、利用停止請求自体を認めないとすることが必要である。

< 参考 >

山梨県個人情報保護審議会の開催経過

回	開催年月日	審議内容等
諮詢	平成27年8月5日	・山梨県個人情報保護条例（平成17年条例第15号）の改正について
第1回	平成27年8月12日	・山梨県個人情報保護条例の改正について
答申	平成27年8月〇〇日	・答申の決定

山梨県個人情報保護審議会委員名簿

氏名	職業等	備考
市川由美	元山梨県労働委員会事務局長	
坂本玲子	山梨県立大学教授	
原敏	山梨学院大学准教授	
堀内寿人	弁護士	会長代理
吉澤宏治	弁護士	会長